

## 特定空家等除却事業費補助金 申請手続きの流れ

大和郡山市 災害対策課

補助金を受けるためには、以下の手順で申請していただく必要があります。

※解体工事後の申請は受付できません。補助金交付を希望される方は必ず工事前に申請をお願いします。また予算には限りがございますので早めに申請をいただきますようお願いいたします。

【1. 事前申請】(※受付期間：4月1日から10月31日まで)

別紙「必要書類 一覧」の「事前申請書類」を揃えてご提出ください。

後日、市職員による現地立入調査を実施し特定空家等に該当するかどうかの判断を行います。(※既に特定空家等の認定を受けている物件については立入調査を行いません。)その後、市から「立入調査結果通知書」と、「特定空家等認定通知書」(特定空家等と認定された場合に限る)を送付します。

↓

特定空家等の認定を受けた場合のみ、本申請へ進むことができます。認定されなかった場合は交付対象となりません。予めご了承ください。

↓

【2. 本申請】(※受付締切：当該年度の11月末まで)

特定空家等の認定を受けた方は別紙「必要書類 一覧」の「本申請書類」を揃えてご提出ください。

↓

【3. 市より補助金交付決定通知書送付 ⇒ 受け取り後、工事着手届提出】

【1】【2】の申請書類に問題がなければ、市から申請者へ対し、補助金の「交付決定通知書」を送付します。交付決定を受けた日から30日以内に工事に着手し、「工事着手届」(様式第9号)を提出してください。

↓

【4. 完了報告書提出】(※受付締切：当該年度の2月末まで)

工事完了後から30日以内(年度末は2月末日まで)に、別紙「必要書類 一覧」の「完了報告書類」を揃えてご提出ください。

↓

【5. 市より補助金額確定通知書送付⇒請求書の提出⇒補助金の振り込み】

【3】の提出書類を確認し、問題がなければ「補助金額確定通知書」を申請者へ送付します。受け取り後、「補助金交付請求書」(様式第13号)をご提出ください。提出から30日以内に、補助金を指定された口座へ振り込みます。